

津山市立 養護老人ホーム ときわ園

I. 入所者費用徴収基準月額表

別表1

対象収入による階層区分			費用徴収基準月額
1	0 円	～ 270,000 円	0 円
2	270,001 円	～ 280,000 円	1,000 円
3	280,001 円	～ 300,000 円	1,800 円
4	300,001 円	～ 320,000 円	3,400 円
5	320,001 円	～ 340,000 円	4,700 円
6	340,001 円	～ 360,000 円	5,800 円
7	360,001 円	～ 380,000 円	7,500 円
8	380,001 円	～ 400,000 円	9,100 円
9	400,001 円	～ 420,000 円	10,800 円
10	420,001 円	～ 440,000 円	12,500 円
11	440,001 円	～ 460,000 円	14,100 円
12	460,001 円	～ 480,000 円	15,800 円
13	480,001 円	～ 500,000 円	17,500 円
14	500,001 円	～ 520,000 円	19,100 円
15	520,001 円	～ 540,000 円	20,800 円
16	540,001 円	～ 560,000 円	22,500 円
17	560,001 円	～ 580,000 円	24,100 円
18	580,001 円	～ 600,000 円	25,800 円
19	600,001 円	～ 640,000 円	27,500 円
20	640,001 円	～ 680,000 円	30,800 円
21	680,001 円	～ 720,000 円	34,100 円
22	720,001 円	～ 760,000 円	37,500 円
23	760,001 円	～ 800,000 円	39,800 円
24	800,001 円	～ 840,000 円	41,800 円
25	840,001 円	～ 880,000 円	43,800 円
26	880,001 円	～ 920,000 円	45,800 円
27	920,001 円	～ 960,000 円	47,800 円
28	960,001 円	～ 1,000,000 円	49,800 円
29	1,000,001 円	～ 1,040,000 円	51,800 円
30	1,040,001 円	～ 1,080,000 円	54,400 円
31	1,080,001 円	～ 1,120,000 円	57,100 円
32	1,120,001 円	～ 1,160,000 円	59,800 円
33	1,160,001 円	～ 1,200,000 円	62,400 円
34	1,200,001 円	～ 1,260,000 円	65,100 円
35	1,260,001 円	～ 1,320,000 円	69,100 円
36	1,320,001 円	～ 1,380,000 円	73,100 円
37	1,380,001 円	～ 1,440,000 円	77,100 円
38	1,440,001 円	～ 1,500,000 円	81,100 円
39	1,500,001 円以上		対象収入のうち1,500,000円を超過した額 × 0.9 ÷ 12 + 81,100円(100円未満は切り捨てる。)

* 養護老人ホーム入所者については別表1を適用します。

* 別表1における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。

* 別表1における養護老人ホームに係る費用徴収基準月額が140,000円を超えるときは、当該費用徴収基準月額は140,000円とします。

* 月の途中で入所し、若しくは退所し、又は委託し、委託を解除し、若しくは委託を変更したときは、日割計算によります。

Ⅱ. 扶養義務者費用徴収基準月額表
別表2

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税 所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税 所得割課税	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000円
D2		30,001円 ~ 80,000円	13,500円
D3		80,001円 ~ 140,000円	18,700円
D4		140,001円 ~ 280,000円	29,000円
D5		280,001円 ~ 500,000円	41,200円
D6		500,001円 ~ 800,000円	54,200円
D7		800,001円 ~ 1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円 ~ 1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円 ~ 2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円 ~ 3,000,000円	122,500円
D11		3,000,000円 ~ 3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円 ~ 5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円 ~ 6,270,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

- * 費用徴収月額が、その月におけるその入所者に係る措置費に支弁額(その入所者が別表1により徴収を受ける場合には当該入所者に係る費用徴収額を控除した残額。)を超える場合にはこの表にかかわらず、当該支弁額とします。
- * その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額とは、一般事務費及び一般生活費(地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。)の合算額とします。
- * 他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができるものとします。
- * 月の途中で入所し、若しくは退所し、又は委託し、委託を解除し、若しくは委託を変更したときは、日割計算によります。

●介護サービス料((介護予防)特定施設入居者生活介護費)介護保険法に基づく費用(負担割合1割の場合)

介護度	基本サービス費	
	1日あたりの費用	1か月あたりの費用 (30日計算)
要支援 1	183円	5,490円
要支援 2	313円	9,390円
要介護 1	542円	16,260円
要介護 2	609円	18,270円
要介護 3	679円	20,370円
要介護 4	744円	22,320円
要介護 5	813円	24,390円

介護度	加算料金等				
	夜間看護体制加算 (30日計算)	サービス提供体制強化加算Ⅰ (30日計算)	科学的介護推進体制加算 (30日計算)	協力医療機関連携加算 (1ヶ月計算)	退去時情報提供加算(1回)
要支援 1	270円	660円	40円	100円	250円
要支援 2					
要介護 1					
要介護 2					
要介護 3					
要介護 4					
要介護 5					

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費+加算料金の12.8%

●その他日常生活に必要な費用につきましては、実費負担してください。

※個人負担割合は、介護保険負担割合証に記載されている割合を適用します。

※法律の改正等により、当該サービス利用料金に変更になる場合があります。

●介護サービス利用者負担加算

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

◇利用者負担の一部については、老人福祉施設負担金の階層区分に応じて介護サービス利用者負担加算が受けられます。

津山市立 養護老人ホーム ときわ園

2024年6月1日

●介護サービス料((介護予防)特定施設入居者生活介護費)

※介護保険法に基づく費用(負担割合1割の場合)

介護度	基本サービス費		加算料金等				
	1日あたりの費用	1か月あたりの費用 (30日計算)	夜間看護体制加算 (30日計算)	サービス提供体制強化加算Ⅰ (30日計算)	科学的介護推進体制加算 (30日計算)	協力医療機関連携加算 (1ヶ月計算)	退去時情報提供加算(1回)
要支援 1	183円	5,490円	270円	660円	40円	100円	250円
要支援 2	313円	9,390円					
要介護 1	542円	16,260円					
要介護 2	609円	18,270円					
要介護 3	679円	20,370円					
要介護 4	744円	22,320円					
要介護 5	813円	24,390円					

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費+加算料金の12.8%

●その他日常生活に必要な費用につきましては、実費負担してください。

※個人負担割合は、介護保険負担割合証に記載されている割合を適用します。
 ※法律の改正等により、当該サービス利用料金に変更になる場合があります。

●介護サービス利用者負担加算

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

◇利用者負担の一部については、老人福祉施設負担金の階層区分に応じて介護サービス利用者負担加算が受けられます。